

第七次猪名川町行政改革大綱

～魅力あるまちづくりの実現に向けた持続可能な行財政運営～

令和5年3月

猪 名 川 町

目 次

1	行政改革大綱の策定にあたって	1
2	行政改革大綱の変遷等	2
3	本町を取り巻く環境の変化	2
	(1) 人口減少・少子高齢化の進行により厳しさを増す財政状況	2
	(2) 新型コロナウイルス感染症による社会の変化	3
	(3) ICTの進展	3
	(4) 財政収支見通し	4
4	行政改革の基本的な考え方	5
	(1) 目指す方向性	5
	(2) 推進体制	7
	(3) 推進期間等	7
5	「魅力あるまちづくりの実現に向けた持続可能な 行財政運営」を実行する推進方針	8

1 行政改革大綱の策定にあたって

本町ではこれまで、1985年（昭和60年）度以降、六次にわたり行政改革大綱を策定し、時代に即した組織機構の整備や適正な定員管理の推進、事務事業の推進、職員の意識改革など、社会情勢や住民ニーズの変化に的確に対応しながら、効果的、効率的な行財政運営に努めてきました。

しかしながら、本町の人口は、2011年（平成23年）以降、減少に転じ、少子高齢化が進行する中での社会保障費の増大や税収の減少、近年は新型コロナウイルス感染症の影響による社会・経済活動の停滞、さらには公共施設の老朽化に伴う修繕費の増大など、本町を取り巻く課題に対応するための施策・事業に多額の経費がかかると見込まれます。また、ICTの進展など社会や個人の暮らしを取り巻く環境の変化に伴い、住民が行政に求めるニーズも一層、多様化、高度化が進むと考えられます。

これらに適切に対応していくためには、徹底した事務事業の効率化、健全財政の維持に努めながら、ICTの知見の深化をはじめとする時代のニーズに即した職員の資質と能力の向上に努める必要があります。

このようなことから、第六次猪名川町総合計画に掲げるまちの将来像の実現に向けては、更なる行政改革の取り組みが必要であり、今後の行政改革の指針となる新たな行政改革大綱を策定するものです。

2 行政改革大綱の変遷等

	計画期間（年度）																													
	2000 (H12)	2001 (H13)	2002 (H14)	2003 (H15)	2004 (H16)	2005 (H17)	2006 (H18)	2007 (H19)	2008 (H20)	2009 (H21)	2010 (H22)	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)	2027 (R9)	2028 (R10)	2029 (R11)
行革大綱				第四次行政改革大綱			集中改革プラン 第四次行政改革大綱改訂			第五次行政改革大綱					第六次行政改革大綱					第七次行政改革大綱										
総合計画	第四次総合計画 前期基本計画			第四次総合計画 後期基本計画			第五次総合計画 前期基本計画					第五次総合計画 後期基本計画					第六次総合計画 前期基本計画			第六次総合計画 後期基本計画										
社会動向	(H12) 地方分権一括法の施行						(H18.1) IT新改革戦略						(H20.9) リーマンショック						(H26) まち・ひと・しごと創生総合戦略						(R1) 働き方改革の推進					
							(H20) 日本の総人口が減少へ転じる						(H23.3) 東日本大震災						(R2) 自治体DXの推進						(R2~) 新型コロナウイルス感染症拡大					
町の動き	(H14.4) 部制導入						(H18.4) 指定管理者制度導入						(H23) 猪名川町の人口が減少へ転じる						(H28.3) 猪名川町人口ビジョン策定						(H29.3) 猪名川町公共施設等総合管理計画					

3 本町を取り巻く環境の変化

(1) 人口減少・少子高齢化の進行により厳しさを増す財政状況

日本の人口構造は、晩婚化に伴う出生数の減少と、死亡率の低下による高齢者数の増加により、急速に人口減少・少子高齢化が進行するとされています。それにより、生産年齢人口の減少が顕著となり、経済市場や地域社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。

本町においても、2016年（平成28年）3月に策定した「猪名川町人口ビジョン」及び2020年（令和2年）3月に策定した「猪名川町第六次総合計画」の中で人口減少や高齢化等の推計をしており、それに伴い、税収の減少と社会保障費の増加などが見込まれています。また、公共施設の老朽化に伴う修繕費の増大など、極めて厳しい財政状況が続くと予想されます。

こうしたことから、将来を見据えた持続可能な行財政運営のため、「選択と集中による事業の効率化」と「基金に頼らない財政運営」に主眼を置くとともに、まちの活力維持と発展のために、定住人口のみならず、交流人口、

関係人口を増やすことで、地域活性化へつなげる取り組みが必要です。

(2) 新型コロナウイルス感染症による社会の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大という未曾有の事態は、社会、経済、人々の行動や価値観など、あらゆる面に影響を与え、突発的なリスク管理の必要性を強く認識させられ、住民活動、行政運営のあり方を大きく変容させられました。

こうしたことから、「急激な変化への迅速な対応」の観点から、社会情勢や住民ニーズの変化にスピード感をもって柔軟に対応することが、今後ますます重要になります。

(3) ICTの進展

国では、人口減少時代において、少ない職員数でも行政サービスの水準を維持するため、簡易な事務作業については A I^{※1}や R P A^{※2}等で省力化し、職員は企画立案業務や直接的な住民サービスの提供に注力するため、スマート自治体への転換を促しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により加速度的にテレワークやキャッシュレス決済、行政サービスのオンライン化などをはじめとする生活のデジタル化が進展しています。

本町においても、住民にとって便利で暮らしやすいまちとなるよう、情報格差に配慮しながら、ICT（情報通信技術）を積極的に活用し、住民サービスの向上と業務の効率化を図る必要があります。

※1：人工知能。認識や推論、問題解決などの知的行動をコンピューターに行わせる技術のこと。

※2：人間がコンピューターを操作して行う作業を、ソフトウェアによる自動的操作によって代替すること。

(4) 財政収支見通し

本町の財政収支見通し（普通会計決算ベース）では、2021年度（令和3年度）は普通交付税の追加交付などにより収支が黒字化、2022年度（令和4年度）は産業拠点地区における事業者の固定資産税、法人住民税などの課税が開始し、収支が改善する見込みです。しかしながら、2023年度（令和5年度）以降、人口減少による個人住民税の落ち込みに加え、総合福祉センターなど大型の公共施設の修繕を見込んでおり、歳出が歳入を上回る状態が続く見込みとなり、基金に頼らざるを得ない財政運営が続くことが想定されています。

収支見通し（普通会計一般財源ベース）

単位：百万円

区分	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	(R2)	(R3)	(R4)	(R5)	(R6)	(R7)	(R8)	(R9)	(R10)	(R11)
	決 算		見 通 し							
地方税	3,463	3,407	3,996	4,132	4,133	4,078	4,036	3,957	3,921	3,888
地方交付税等	2,859	3,364	2,593	2,209	2,242	2,284	2,316	2,353	2,383	2,363
各種交付金等	842	956	961	989	960	960	960	960	960	960
その他	744	662	956	475	423	385	357	356	368	365
歳入合計	7,908	8,389	8,506	7,805	7,758	7,707	7,669	7,626	7,632	7,576
人件費	2,540	2,563	2,547	2,488	2,534	2,547	2,586	2,608	2,632	2,609
扶助費	513	567	558	542	526	508	497	487	476	466
公債費	748	771	881	882	947	997	877	860	857	880
投資的経費	241	126	127	80	80	80	80	80	80	80
物件費	1,613	1,577	1,753	1,723	1,743	1,743	1,738	1,733	1,728	1,723
繰出金	822	830	853	862	876	890	904	918	932	946
その他	1,261	1,203	1,331	1,015	958	953	943	943	943	933
歳出合計	8,023	8,337	8,280	7,860	7,939	7,956	7,817	7,840	7,790	7,733
歳入歳出差引	△115	52	226	△55	△181	△249	△147	△214	△158	△157
基金繰入金	455	326	109	400	400	400	400	400	280	91
基金残高	3,768	4,025	4,040	3,822	3,653	3,477	3,152	2,877	2,372	2,265
地方債残高	8,594	8,804	8,610	8,483	7,799	7,375	6,749	6,949	6,289	5,731

※令和5年2月作成

4 行政改革の基本的な考え方

(1) 目指す方向性

人口減少・少子高齢化や新型コロナウイルス感染症等、時代の大きな転換期に直面しており、限られた予算・人員で最大限の政策効果をあげるため、職員一丸となり行政改革に取り組む必要があります。

町の最上位計画である第六次総合計画において、まちの将来像の実現を目指し、6つのまちづくりの方向とそれを支える基盤づくりの方向を設定しており、第七次行政改革大綱では、それらを基本的な考え方として整合性を図ることとします。

以上のことから、第七次行政改革大綱では、将来にわたり質の高い行政サービスを提供していくためには、基金に頼らない財政運営による財政健全化と、まちの魅力を高める投資の両立を図る必要があります、目指す方向性を「**魅力あるまちづくりの実現に向けた持続可能な行財政運営**」と定め、5つの推進方針に基づき行政改革を推進していきます。

第六次総合計画

まちの将来像

「“つながり”と“挑戦” 幸せと笑顔あふれるまち 猪名川」の実現



第七次行政改革大綱の目指す方向性

「魅力あるまちづくりの実現に向けた持続可能な行財政運営」

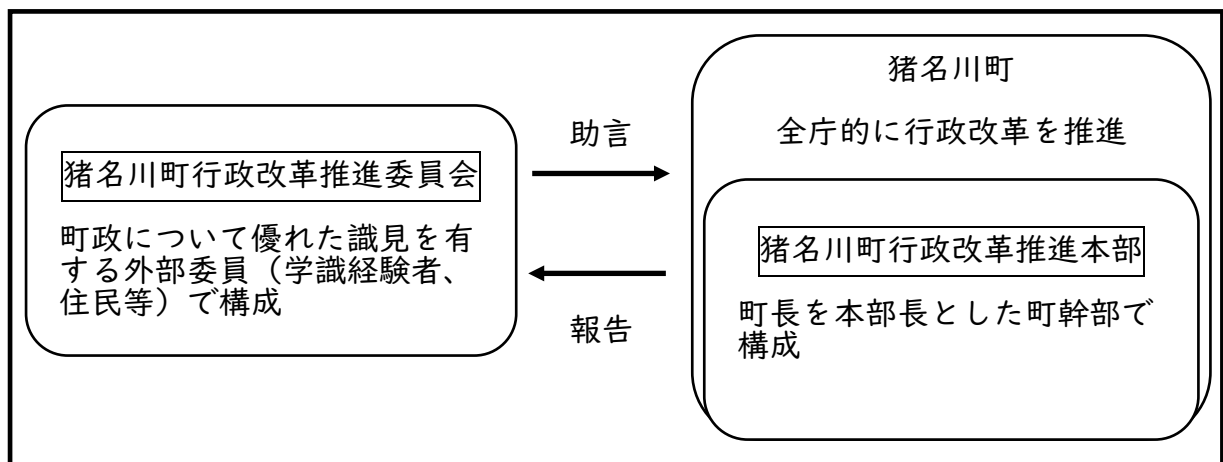
(2) 推進体制

本大綱に基づく行政改革の取り組みを着実に推進するため、行政改革大綱実施計画を策定し、年次的に取り組んでいくこととします。また、同計画に基づき行政改革を着実に実行するため、P D C Aサイクルにより、毎年度の進捗状況や環境の変化に的確に対応し、適宜、内容の点検を行います。

なお、行政改革は、職員一丸となり取り組み、取り組み状況等の進行管理は、町長を本部長とする猪名川町行政改革推進本部が中心となり行います。

さらに、毎年度の行政改革の推進状況については、外部の有識者で構成される猪名川町行政改革推進委員会に報告し、助言を受けるとともに、町ホームページで公表し、成果や課題等について住民と共有しながら、着実に行政改革に取り組めます。

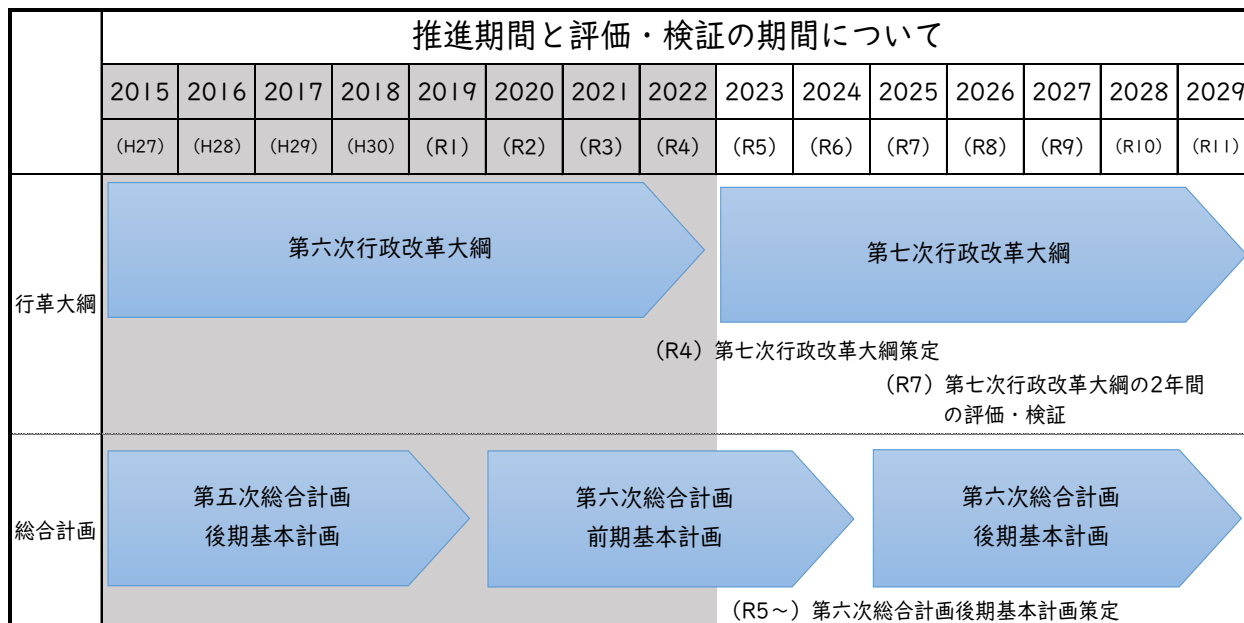
行政改革推進体制図



(3) 推進期間等

本大綱の推進期間は、2023年度（令和5年度）を始期とし、第六次総合計画後期基本計画の最終年度である2029年度（令和11年度）までの7年間とします。しかしながら、進捗状況や社会環境の変化に柔軟かつ的確に対応することが求められるため、町の最上位計画である第六次総合計画後期基本計画の初年度である2025年度（令和7年度）に、2023年度・

2024年度（令和5・6年度）の2年間の評価及び検証を行い、必要な見直しを行うこととします。



5 「魅力あるまちづくりの実現に向けた持続可能な行財政運営」を実行する推進方針

推進方針① 効率的・効果的な行政運営の推進

社会情勢、時代の変化に伴い、多様化・高度化する住民ニーズに柔軟かつ的確に対応するため、民間活力の有効活用を進めます。また、限られた職員数でも質の高い行政サービスを維持し、持続可能なまちづくりのため、「選択と集中による事業の効率化」によるコスト削減に取り組むとともに、ICTを活用した業務改善に取り組めます。

推進方針② 資産・資源の活用の推進

安定した行政サービスの提供に資するため、現存する資産の有効活用に努めるとともに、保有財産の売却等も含めた資産の適正管理に努めます。また、町全体を資源と捉え、観光、子育て、住環境等の多様な町の魅力発信により、交流人口、定住人口の拡大を図り地域活性化につなげます。

推進方針③ 財政健全化の推進

歳入が伸び悩む中、ふるさと納税の推進、企業誘致等による新たな自主財源の確保に努めるとともに、将来に負担を先送りしないためにも、基金に頼らない財政運営を行い、財政の健全化に取り組みます。

推進方針④ 住民利便性の向上

窓口手続きのオンライン化をはじめとするICTの推進により、住民サービスの向上を図ります。また、第六次総合計画に掲げるまちの将来像の実現のため、新たな価値や魅力を創出し地域の課題解決に向けた取り組みを展開し、誰もが安心して暮らせるまちづくりを展開します。

推進方針⑤ 適応力のある組織体制の構築と人材育成

激しく変化する社会経済情勢と新しい住民ニーズに対応できる職員の育成と機能的な組織を構築するとともに、定年延長に伴う職員の増加を見据えた適正な人事管理に努めます。